

ジェトロ仮訳 ※本資料に係る情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主 統一 繁栄

財務省

第 0121 号/財務省
首都ビエンチャン、2022 年 1 月 13 日

税関による知的財産権保護措置に関するガイドライン

- 2020 年 6 月 29 日付 関税法 第 81 号/国民議会 に基づく
- 2017 年 11 月 15 日付 知的財産法 第 38 号/国民議会 に基づく
- 2021 年 10 月 14 日付 財務省の組織ならびに活動に関する首相令 第 600 号/首相 に基づく
- 知的財産権に関する通商に関する合意（Agreement on Trade-Related Aspect of Intellectual Property Rights TRIPIS）に基づく
- 税関局からの 2022 年 12 月 29 日付け要望書 第 07544 号/税関局の検討に基づく

財務大臣によるガイドライン

第 1 編 総則

第 1 条 目的

本ガイドラインは、税関当局による知的財産に対する保護措置を全国において、統一的に確実に実施するために、知的財産権所有者情報の申告、一時的な商品の差止め申請、知的財産権を侵害する物品に対する検査、職権行使 (Ex-officio)、裁判判決の執行に関する規則や手続きを規定するものである。

第 2 条 知的財産権の保護

知的財産権の保護とは、権利保有者/権利所有者からの請求に基づき、知的財産権を侵害する者に対する措置を実施することであり、上記措置は、本ガイドラインに規定された規則や手続きに従い、商標を模倣した商品、著作権侵害の物品及び意匠を侵害した商品のみ適用される。

本ガイドラインにおいては、知的財産権保護は、商業目的及び恒常的ではない少量の商品の輸出入には適用されない。

第3条 用語の説明

本ガイドラインで使用される用語の意味は、以下の通り。

1. **税関当局**とは税関職員であって、国境税関、県関税局¹、首都ビエンチャン関税局²、捜査・取調べ部署及び反密輸部門、並びに税関に関する何らかの特別な業務を遂行する者として任命された常任担当者を意味する。
2. **知的財産権**とは、知的財産に対する個人、法人又は組織の権利を意味する。
3. **権利保有者/権利所有者**とは、知的財産に関して法律に基づき管理する権利を有する国内外の個人又は法人を意味する。
4. **物品所有者**とは、所有権の譲渡又は移譲により、物品に対して責任を持つ国内外の個人又は法人を意味する。
5. **申告者**とは、権利所有者、権利保有者、知的財産の使用許可を得た者、又は関税当局に対して権利所有者であるという書類一式を提出することの許可を合法的に得た者及び知的財産に対する一時的保護の申立を行う者を意味する。
6. **申告書類**とは、知的財産の所有者であるという情報を申告するために、関税当局に対して提出する書類一式及び関税当局所定の用紙を使用した知的財産に対する差止め申請書を意味する。
7. **知的財産権侵害物品の疑いがある商品**とは、知的財産権を侵害していると疑われる確証のある商品を意味する。
8. **差止め**とは、関税当局による検査結果が出るまで、知的財産権侵害品と疑われる商品や物品を一時的に留置することを意味する。
9. **商標を模倣した商品**とは、何らかの商品（包装物を含め）において許可を得ることなく同じ商標を付けている、又はある特徴において正式に登録された商標と見分けることが不可能である商品の中で、知的財産法に規定される通り、前述した商標の所有者の権利に対する侵害であると見なされる商品を意味する。
10. **著作権侵害物品**とは、知的財産法に規定される通り、権利保有者の許可を得ないで、複製された商品、及び著作権又は著作に関する権利を侵害したものとして認識され直接又は間接的に著作物からつくられた商品を意味する。
11. **意匠権侵害商品**とは、保護を受けているにも関わらず、知的財産法に規定される通り、権利所有者から許可を得ずに複製又は模倣された装飾又は意匠の形状を意味する。

¹ Provincial Customs

² Vientiane Capital Customs

第2編 知的財産権所有者情報の申告手続き

第4条 権利保有者情報の申告書を提出する権利を有する個人

権利所有者、権利保有者又は知的財産を使用する許可を得た個人、法人又は組織は、法律又は他の関連規則の中で規定されている通り、知的財産権所有者情報の申告を行うことができる。

第5条 権利保有者情報の申告書類

権利保有者情報の申告書類は、以下の通り。

1. 関税当局所定の用紙を用いた権利保有者情報申告書
2. 商標又は、意匠又はその他の知的財産権の登録証明書の写し
3. 申告者が権利保有者であることの知的財産権使用の許可を得た者、又は許可を得た者の代表であることの証明書類
4. 税関当局が真正品と知的財産権侵害商品を見極める補助となる画像、写真、真正品の見本及び知的財産権侵害商品又はその他の証拠となる情報
5. (もしあれば) 知的財産権を侵害していると疑われる人のリストを含め、商品の輸出入者に関する情報

第6条 権利保有者情報の申告手続き

本ガイドラインの第4条に規定の通り、権利保有者情報の申告をする個人は、関税当局所定の用紙を用いて、関税局³、又は県関税局、首都ビエンチャン関税局へ申告書類を提出、以下の手続きに従う。

1. 権利保有者情報の申告には、少なくとも本ガイドラインの第5条1項から4項に規定された書類一式を揃える必要がある。
2. 上記第1項の要件を満たす場合、関税局は、権利保有者情報の申告書を受理する。
3. 権利保有者情報の申告書が県関税局、首都ビエンチャン関税局へ提出された場合は、申告がこの第1項の要件を満たしていることを確認し、申告を受理して受領日の入った受領証を発行し、次の手続きのため、関税局に送る。

第7条 申告の承認又は拒否

本ガイドラインの第5条に規定の通り、不備のない揃った申告書類を受理後、関税当局は10営業日以内に審査し、申告が承認されたか否かについて申告者に対して書面を持って通知する。関税当局が申告を拒否した場合、その理由も一緒に申告者に通知する。

³ Lao Customs Department

第8条 権利保有者情報申告の記録

関税当局による申告承認について申告者に書面で通知した後に、リスクマネージメント用データベースに記録するため、また、知的財産権侵害商品の検査の証拠とするために、知的財産権所有者情報申告書と付属書類の写しを申送状に添付し、県関税局、首都ビエンチャン関税局へ送る。

第9条 保護期間

税関当局による知的財産権保護申告書類の記録情報は、関税局が申告書を受理した日から有効とされる。申告書類の保護期間は2年間で、申告書提出者の請求に基づき保護期間の延長ができる。

第10条 申告書類内容の修正又は追加

申告者は、関税局に申告書を提出することによって、知的財産保護の有効期間中いつでも自分自身が所有者として、申告書類にある情報の修正又は追加をすることができる。

第11条 申告書類の有効期限の終了

以下の場合、関税局は知的財産権の保護申告書類の記録を解除する。

1. 申告者が関税当局に対して知的財産保護解除申請を行った場合
2. 上記の保護有効期限終了後に、申告者が保護された権利保有者情報申告証明書の延長申請を行わなかった場合
3. 知的財産権の終了

第3編

知的財産権侵害商品の検査

第12条 税関当局による商品検査

輸出入商品の物品検査の実務において、税関当局は知的財産権侵害商品、又は模倣品を検索するために、商品名、ブランド、由来、価格、包装、商品の品質、物品輸送路と検査申請書データベース内の情報を関税当局の申送状に従い、検査及び照合を行う必要がある。

第13条 知的財産権侵害の疑いのある物品の管理

商標の模倣又は著作権侵害の疑いがある商品を発見した場合、税関当局は商品を3営業日間差止め、物品所有者に対する追加捜査・取り調べを行い、迅速に権利保有者に連絡し、権利所有者に知らせる。輸出入商品が違法商品であると疑われる十分な証拠がある場合、税関当局は商品を3営業日間差止め、物品所有者に商品は知的財産を侵害していないことを提示させ、権利保有者に連絡し、調査を行い、違法か否かを共同で認証する。

商品差止め期間中における模倣商品の認証手続きは以下の通りである。

1. 権利保有者に対してカタログ、評価総括書、外国からの書類、類似裁判結果などの関係書類

を提出するよう求める。又は当該商品が違法か否かの説明を求める。

2. 権利保有者が、この商品は模倣商品であることを認め、物品所有者がこれに同意した場合、当該商品は押収処分される。物品所有者が上記の結果に同意しない場合、権利保有者は物品所有者と調停をおこなわなければならない。又、本ガイドライン第 16 条に規定されている措置を取ることが可能になる。商品差止め期間において、追加で情報と証拠を得るために、物品所有者と商品検査請求者は商品を検査する権利がある。
3. 検査の結果、当該商品が模倣商品ではないと示された場合、税関当局は規則に基づき、当該商品の関税申告を継続する。
4. 権利保有者に通知した後、3 日を経ても、権利保有者から税関当局に対して何も回答がない場合、税関当局は、規則に従い、物品の通関手続きを進める。

第 4 編

職務による権利の遂行 (Ex-officio)

第 14 条 税関当局の職権行使

知的財産法第 160 条に基づき、税関当局は、自身の正当な判断に基づいて、予備的証拠、又は十分な理由がある場合、輸出入商品で商標を侵害した、又は著作権を侵害した商品の通関の停止を行うことができる。商品差止め後は、本ガイドラインの第 12 条の規定に基づき進められる。

第 15 条 税関当局の職権行使手続き

本ガイドラインの第 13 条に従い、商標侵害商品、又は著作権侵害物品に対する関税申告停止後、違法な商品か否かを 3 営業日以内に明示できるようにするために、税関当局は、物品所有者及び権利保有者に対して、通関停止についてすみやかに通知しなければならない。また税関当局は権利保有者に対して追加情報提供を求める。

権利保有者が連絡をしてこない、又は上記商品は権利を侵害していないと証明できる場合は、税関当局は当該商品の通関手続きが継続され、商品の申告が善意で一時中断された場合は、税関当局は賠償措置が免責される。

第 5 編

知的財産権侵害商品の管理

第 16 条 一時的物品差止め申請

自身の知的財産権侵害の疑いがある商品、又は侵害商品があることの確認通知を税関当局から受けた後、又は権利所有者、権利保有者又は使用許可を得た者が、侵害の疑いのある商品又は自身の知的

財産権を侵害する商品が輸入、輸出又は領域を通過するという確かな情報を有している場合、権利所有者、権利保有者又は使用許可を得た者は、商品差止め申請を、通関手続きとして、関税局の用紙を使用し、関税当局に提出することができる。同時に一千万キープ（10,000,000 キープ）の供託金を支払う。

書面による申告が不可能な緊急時は、権利所有者、権利保有者又は使用許可を得た者により関税当局に対して口頭による申告が可能である。但し、3 営業日以内に書面による申請を行う必要がある。

第 17 条 差止め後の実施

差止め後、10 営業日以内に手続きに従って、物品所有者と調停しなければならない。税関当局は 10 営業日の間、商品を差止める権利を有する。上記期限を過ぎる場合、税関当局は引き続き商品を差止めておくために、紛争解決又は人民裁判所に提訴中である証拠が必要である。

第 18 条 保証金の追加支払い

一通の申請書で複数の検問所において商品の押収があった場合、関税当局は申告者に商品押収があった税関検問所の合計分、本ガイドラインの第 16 条に規定された金額に基づく供託金の追加支払いについて通知する。この支払は関税当局が申告者に通知した日から数えて 2 営業日以内で支払うことになる。申告者により規定された期間内に預託金が支払われない場合、税関当局は関税法の規定に基づき実施する。

第 19 条 意匠侵害の疑いが持たれる商品

本条文に規定された申請に基づき、意匠に関わる商品が商業経路へ流入したと疑われる場合、第 17 条の規定に基づき、関連組織により条件どおりに、遅延なく輸出入が実施される期日が到来した場合、意匠侵害から権利保有者を保護するために、その商品の所有者は十分な額の担保を供託することで放出権を有する。同供託金は、権利保有者に対する問題解決に影響を及ぼさない、すなわち、権利保有者が自身の権利を継続使用しない場合において、適時に供託金は返却されるという意味である。

第 20 条 商品の保管

保管が必要な場合は、税関当局の協議に従い、物品所有者は商品を自分の倉庫に持って行き保管、又は適切な他の場所に移す権利を有するが、関税法の規定の通り、申告者は供託金、関税及びその他の費用を支払う必要があり、当該商品が商業経路に入らないことを保証するため、税関当局の管理下に置かれる。

第 6 編 人民裁判所への提訴

第 21 条 裁判所への提訴

裁判所へ提訴を行い、人民裁判所から確定判決が出され、税関当局が差止めた物品は商標を侵害する商品、又は著作権を侵害する物品であるとされた場合；物品所有者は関税法に基づき手続きが進められる。これ以外に、物品所有者は裁判の判決に基づき他の賠償金を支払わなければならない。本ガイドラインの第 16 条 2 項に従って、物品所有者から供託金があれば、税関当局が物品所有者の供託金を賠償及びその他の損害費用に充てる。残りの供託金は申告者に返金される。

人民裁判所で、税関当局が押収した物品は商標を侵害した商品ではない、又は著作権を侵害した商品ではないという判決が下った場合、税関当局は、申告者から供託金を受取、賠償やその他損害費用に充てる。これは裁判所の判決に基づく商品差止めの結果であり、残りの供託金は申告者に返金される。

第 22 条 裁判所へ提訴しない場合

商品が差し押されてから 10 営業日以内に、申告者は、人民裁判所へ提訴する。もし上記の期限を過ぎても裁判所への提訴がなければ、税関当局はすぐに商品を放出することが可能となる。そして、申告者の供託金を賠償及びその他損害費用に充てる。これは物品所有者のために商品を押収したことによる結果である。

本ガイドラインの第 20 条に基づく物品所有者の供託金がある場合、使用目的で輸入したものであれば、申告者は関税及びその他の費用を支払う必要がある。関税、税金及びその他の費用を差し引いた後、国庫に納入される。残りは商品の所有者に返却される。

第 23 条 裁判所への提訴取下げ

事件が受理されてから、提訴人は人民裁判所の確定判決が出される前に訴訟を取り下げる権利がある。

第 7 編 最終条項

第 24 条 知的財産権侵害物品の処分

当事者双方の同意のもと、知的財産権侵害商品は処分される。処分における費用は物品所有者が責任を持つ。

第 25 条 執行機関

- 県関税局、首都ビエンチャン関税局、国境税関検問所の税関当局及び関連する事業者に対して、ガイドラインを普及させ、知的財産保護措置実施の効率と効果を高めることを、関税局へ委任する。
- 本ガイドラインを実施する手続きについて、詳細なガイドラインを作成することを、関税局へ委

任する。

- 本ガイドラインを厳格に実施するために、関連機関に対して普及させることを各関税当局へ委任する。

第 26 条 発効

本ガイドラインは、署名後及び官報掲載 15 日後に有効となる。本ガイドラインは、2011 年 9 月 8 日付「税関による知的財産権保護措置に対する財務省ガイドライン第 1970 号/財務省」と置換する。

大臣

(財務省印・大臣サイン)

ブンチョーム ウボンパースト